

# 『あいちスタートアップビザ』の御案内

## ◆制度の概要

- あいちスタートアップビザは、愛知県内での外国人の起業を促進し、もって、愛知県の国際競争力が強化されることを目指す制度です。
- あいちスタートアップビザを利用した場合、**在留資格『経営・管理』の2つの要件が、6ヶ月間、猶予されます。(ITなどの指定業種は、最長1年間猶予)**

要件1:「事業所の確保」

要件2:「500万円以上の投資」又は「常勤2人以上を雇用」

※ 在留資格の認定は、名古屋出入国在留管理局が行います。

## ◆手続きの流れについて

※愛知県、名古屋出入国在留管理局への各申請には審査があります。

◎外国人の起業希望者



◎起業活動に関する確認証明書の交付申請

愛知県

起業活動に関する確認証明書を交付

◎外国人の起業希望者

◎在留資格の認定申請  
(県が交付した証明書を添付)

名古屋出入国在留管理局

在留資格を認定

※ 県が交付する確認証明書は、在留資格の認定を保証するものではありません。



◎外国人の起業希望者

◎愛知県内で起業活動を行い、**在留資格「経営・管理」の要件を備えた上で改めて、在留資格「経営・管理」の許可申請**  
(活動期間中に、県が進捗状況を確認します。)

名古屋出入国在留管理局

在留資格「経営・管理」を許可



◎外国人の起業希望者

【問合せ先】 中小企業金融課 (愛知県経済産業局中小企業部)

電話: 052-954-6334 メール: kinyu@pref.aichi.lg.jp

## ◆「あいちスタートアップビザ」について

<p>対象者</p>	<p>愛知県内で起業を目指す外国人。次の(1)と(2)のどちらかを利用できます。 (※ 詳細はWebページをご覧ください)</p> <p><b>(1) 国家戦略特区の特例措置（外国人創業活動促進事業）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格「経営・管理」が得られます（在留期間は6ヶ月間）。</li> <li>・他の在留資格で日本に在留している方は、原則として利用できません。</li> </ul> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/gaikokujinsogyo.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/gaikokujinsogyo.html</a></p> <p><b>(2) 経済産業省認定事業（外国人起業活動促進事業）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格「特定活動」が得られます（在留期間は途中更新により最長1年間）。</li> <li>・他の在留資格（留学など）で日本に在留している方も、利用できます。</li> <li>・対象事業について、以下の条件があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IT分野（情報通信業）において高成長を目指す事業</li> <li>○ 革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業</li> </ul> </li> <li>・学歴又は職歴の条件があります。</li> </ul> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/gaikokujinkigyo.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/gaikokujinkigyo.html</a></p>
<p>愛知県 への 提出 書類</p>	<p><b>上記(1)を利用する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が定める様式（創業活動計画書、履歴書等）</li> <li>・旅券の写し、上陸後6ヶ月間の住居を明らかにする書類、通帳の写し等その他必要書類</li> </ul> <p><b>上記(2)を利用する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が定める様式（起業準備活動計画書、履歴書等）</li> <li>・大学卒業証明書、国内の専修学校専門課程修了の証明書、職歴証明書等</li> <li>・旅券の写し、上陸後又は在留期間変更後1年間の住居と滞在費を明らかにする書類、その他必要書類</li> </ul> <p>※ (2)を利用し、在留期間を途中更新する時には、改めて申請が必要となります。</p>
<p>留意 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格の認定は、名古屋出入国在留管理局が行います。 (電話：052-559-2114)</li> <li>愛知県は、在留資格の認定申請に添付する証明書を交付します。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格が認められて上陸等した後は、愛知県が進捗状況を確認します。 上記(1)は2か月に1回程度、上記(2)は1か月に1回程度</li> </ul>

### 愛知県関係機関による各種支援もご活用ください

#### 起業支援



起業に関する様々な相談にお応えします

(公財) あいち産業振興機構

- ・創業プラザあいち
- ・愛知県よろず支援拠点
- ・セミナー・講座の開催

#### 生活支援



生活に関する様々な相談にお応えします

(公財) 愛知県国際交流協会

- ・多文化ソーシャルワーカーによる相談
- ・情報提供及び支援
- ・外国人向け生活情報冊子の配布